

受けとめて
ください
子どもたちの
メッセージ

人権ポスターと 人権標語を作りました

「誰にとっても居心地のよいまちや学校に」という願いを込めて市内の子どもたちが、毎年、人権学習の一環として人権ポスターと人権標語の作品づくりに取り組んでいます。今年度担当校の作品のなかから各校の1作品を紹介します(敬称略)。

問 人権擁護課(西庁舎)
☎ 77・7036
☎ 77・4101

ポスター

菩提寺北小学校5年 松岡 花音



三雲東小学校5年 岩佐 一花



岩根小学校5年 竹澤 はづき



石部小学校5年 連 万彩



日枝中学校2年 遠近 優



標語

『やめようよ。』 『ちいさなこえでも 救われる』

だいたいおひびく その一言で すくわれる

おたがいに 優しくなればよい 日々笑顔

それでいい 自分の良さは きつとある

三雲小学校5年 中澤 虹香

水戸小学校5年 安本 勝登

菩提寺小学校5年 宮谷 涼椰

石部中学校2年 寺田 真理

消費者
悩みの相談室

保証人は 責任を知って慎重に

3年前、息子が賃貸アパートに入居する際に連帯保証人になった。契約更新の連絡もなく、連帯保証人でなくなつたと思つていた。最近、貸主から滞納家賃を請求された。

アパート入居時に、連帯保証人を求められることがあります。事例のように連帯保証人の責任は、基本的に契約更新後も続くと考えられています。また「まず本人に請求してください」とも「本人は高級車に乗っている」、その車を差し押さえてください」とも反論できません。さらに、貸主が承諾しない限り連帯保証人をやめることもできず、家賃を滞納したまま行方不明になった場合は本人に代わって契約解除することも困難です。

娘の就職が決まり身元保証人になった。提出書面に実印を押し、印鑑証明も求められているが不安である。

就職時に身元保証人を求め、印鑑証明などを添付させ

る企業が多くあります。身元保証人は単なる人物保証ではなく、本人が企業に業務上損害を与えた場合に、本人と共に損害賠償責任を負うことなどを約束するものです。具体的には、使い込みなど業務上の横領、業務で使用していた車で交通事故を起こした場合の被害者への賠償責任などがあります。

業務上の交通事故では、被害者への損害賠償を負うのは運転者だけでなく企業も同じですが、企業は事故を起こした従業員に対して支払った賠償額を求めることができる場合があります。その場合は身元保証人にも請求されることがあります。ただし、身元保証人は連帯保証人より責任が抽象的で予測がつかないため法律で期限の上限が5年となっています。

保証人に伴う責任を理解し、慎重に判断しましょう。

問 消費生活センター(東庁舎)

☎ 71・2360

☎ 72・3788